

第40回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

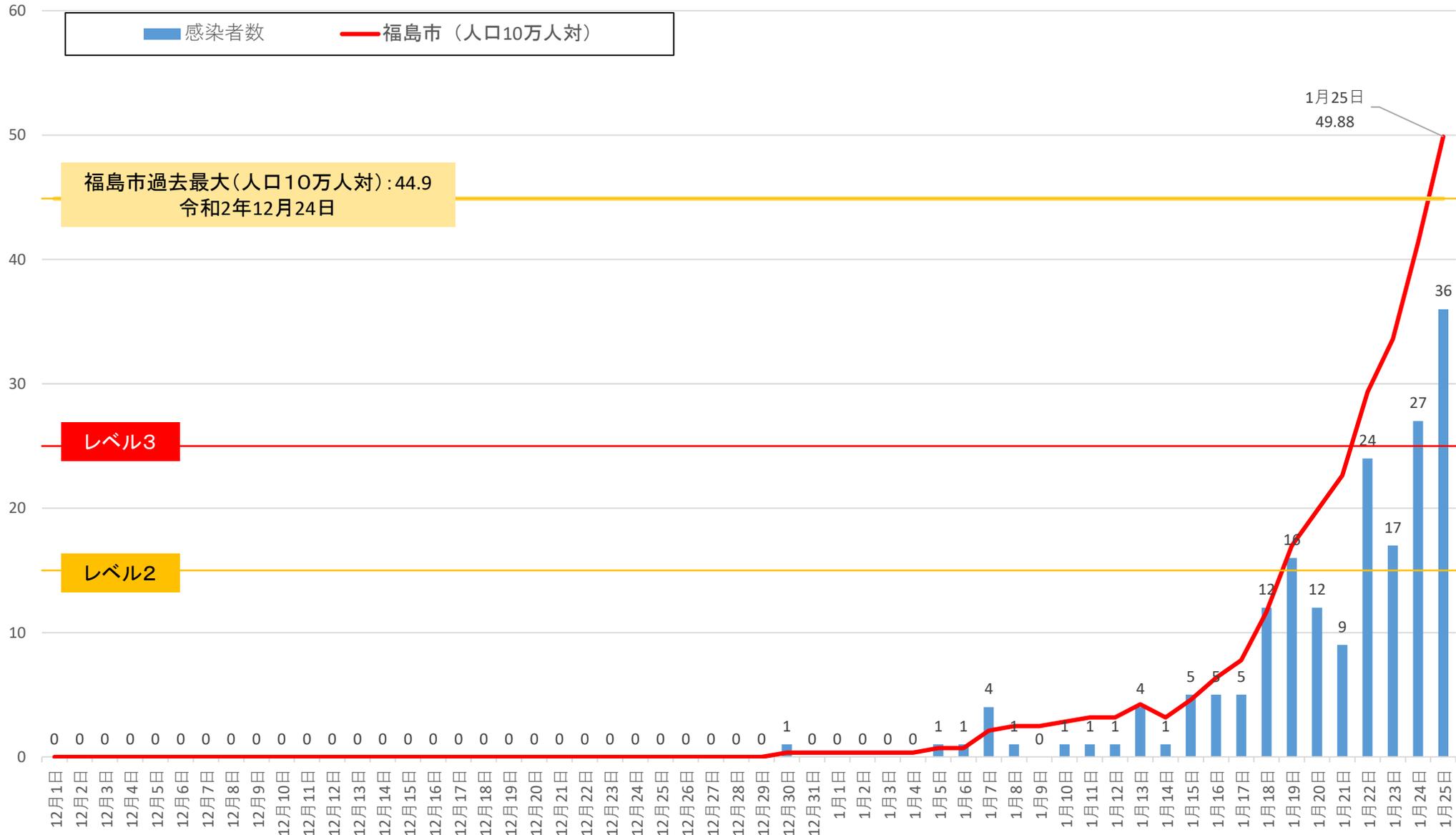
日 時 令和4年1月26日（水）

10時～

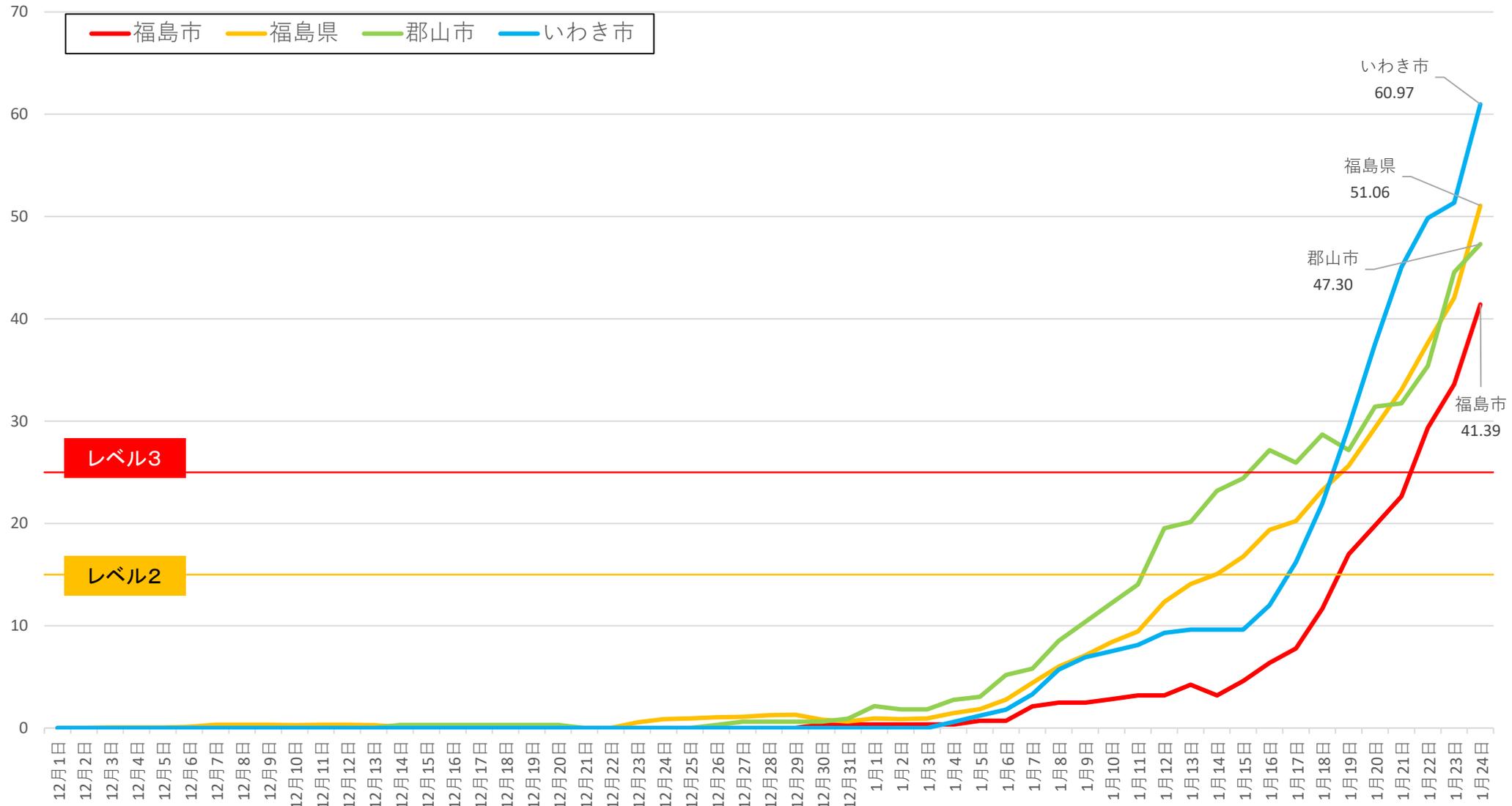
会 場 庁議室兼防災対策室

- 1 本市の新型コロナウイルス感染症の感染状況等
- 2 福島県まん延防止等重点措置について
- 3 福島市における当面の対応
- 4 その他

新規陽性者



新規陽性者 7日間移動平均 (人口10万人対)



※郡山市・いわき市は独自算出

福島県まん延防止等重点措置

県内においては、昨年末以降、都市部を中心に急激に感染が拡大しており、このまま感染拡大が続けば、医療提供体制がひっ迫する危機的な状況となることが懸念されています。

これ以上の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」と言う。)に基づき、以下の重点的な対策を行いますので、県民の皆様、事業者等の皆様のご協力をお願いします。

	まん延防止等重点措置
区 域	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、南相馬市 【重点措置を講ずる区域】
期 間	令和4年1月27日(木)～2月20日(日)
適 用	特措法第31条の6第1, 2項、第24条第9項

令和4年1月25日
福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

福島県まん延防止等重点措置等

区域	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、南相馬市	
期間	令和4年1月27日（木）～2月20日（日）	
県民向け	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間短縮の要請時間以降、飲食店にみだりに出入りしないでください。 ・感染対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛してください。 ・感染リスクの高い行動は控えてください。（例：不要不急の都道府県間の移動、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食等） ・基本的な感染対策の徹底をしてください。（例：3密を回避、マスクの着用、こまめな手指消毒や換気など） 	
飲食店等	【認定店】 次の①または②のいずれかとしてください。 ① 営業時間の短縮：5時～21時まで 酒類の提供は20時まで ② 営業時間の短縮：5時～20時まで 酒類提供自粛（終日）	【非認定店】 営業時間の短縮：5時～20時まで 酒類提供自粛（終日）
	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間の短縮に応じた場合、協力金を支給 ・同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食を避けてください。 ・特措法施行令第5条の5各号に規定される感染対策を実施してください。 	
飲食店以外	【対象】 延床面積1,000㎡超の特定大規模施設等 <ul style="list-style-type: none"> ・入場者が密集しないよう、入場者の整理誘導・人数管理・人数制限を行ってください。 ・特措法施行令第5条の5各号に規定される感染対策を実施してください。 	
すべての事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・職場内の感染防止対策を徹底してください。 ・ローテーション勤務や時差出勤、テレワーク、オンライン会議等を活用し、人と人との接触機会の低減にご協力ください。 	
イベント (全県対象)	【感染防止安全計画を策定し県の確認を受けた場合】 ・人数上限20,000人かつ収容率100% ※「大声なし」の担保が前提	【左記以外の場合】 ・人数上限5,000人かつ収容率上限50%(大声あり)・100%(大声なし) ・主催者等が感染防止策等を記載したチェックリストを作成して公表
	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント等の開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底してください。 ・広域な移動に伴うイベント、または参加者が1,000人を超えるイベントを開催する場合は、県に事前に相談ください。 	
その他の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○大学・専門学校……感染リスクの高い活動（例：感染防止対策が徹底できないサークル活動、大人数での懇親会など）を控えるよう、学生への注意喚起を徹底してください。 ○小・中・高等学校…感染リスクの高い学習活動（部活動での実施を含む）や宿泊を伴う学校行事等の停止、他校との合同練習や練習試合の停止など、感染拡大防止対策を徹底してください。 ○医療機関、高齢者・障がい（児）者・児童施設…感染防止対策に見落としがないか、改めて確認してください。 	

※「ワクチン・検査パッケージ制度」および「対象者全員検査」による制限緩和は行いません。

県民の皆様へのお願い

内 容

福島市
会津若松市
郡山市
いわき市
南相馬市

- 営業時間短縮の要請時間以降、飲食店等にみだりに出入りしない**
ください。 (特措法第31条の6第2項に基づく要請)

ふくしま感染防止対策認定店制度の

認定を受けている飲食店等への時短要請(①または②)

①5時～21時まで(酒類提供は20時まで) ②5時～20時まで(酒類提供は終日自粛)

認定を受けていない飲食店等への時短要請:5時～20時まで(酒類提供は終日自粛)

- 感染対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛してください。**
(特措法第24条第9項に基づく要請)

- 感染リスクの高い行動は控えてください。**(特措法第24条第9項に基づく要請)

- ・不要不急の都道府県間の移動は控えてください。(ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません)
- ・混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動は自粛してください。
- ・外出や移動の必要がある場合でも、極力家族や普段行動をとめている仲間と少人数で、混雑している場所や時間帯を避けて行動してください。
- ・飲食店等を利用する場合は、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を自粛してください。(ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません)
- ・業種別ガイドラインを遵守している店舗を利用してください。

- 基本的な感染防止対策を徹底してください。**
(特措法第24条第9項に基づく要請)

- ・3つの密を徹底的に避けてください。
- ・「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いやアルコール消毒等による手指消毒」、「こまめな換気」などの基本的な感染対策を徹底してください。

飲食店等の皆様へのお願い

内 容

福島市
会津若松市
郡山市
いわき市
南相馬市

○営業時間の短縮や酒類提供の自粛にご協力ください。

ふくしま感染防止対策認定店制度の

【認定を受けている飲食店等】次の①か②のいずれかとしてください。

① 営業時間の短縮:5時～21時まで 酒類の提供は20時まで

② 営業時間の短縮:5時～20時まで 酒類提供自粛(終日)

【認定を受けていない飲食店等】営業時間の短縮:5時～20時まで 酒類提供は自粛(終日)

(特措法第31条の6第1項に基づく要請)

○特措法施行令第5条の5各号に規定される**感染対策を実施**してください。

(特措法第31条の6第1項に基づく要請)

(特措法第24条第9項に基づく要請)

- ・従業員に対する検査を受けることの勧奨
- ・入場者の感染防止のための整理及び誘導
- ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指の消毒設備の設置
- ・事業所の消毒
- ・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(退場も含む)
- ・施設の換気を行う
- ・アクリル板等の設置又は1m以上の距離の確保

◆業種別ガイドラインを遵守する

○同一グループ・同一テーブルでの**5人以上の会食を避けて**ください。

(ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません)

(特措法第24条第9項に基づく要請)

【対 象】食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた店舗

【上記の要請に協力いただいた場合】協力金を支給

■相談窓口 福島県時短要請コールセンター 電話024-521-8562(受付時間9時～17時)

多数の方が利用する施設の皆様へのお願い (延床面積1,000㎡超、飲食店等以外)

	内 容
<p>福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 南相馬市</p>	<p>(1,000㎡以下の施設につきましても、感染防止対策の徹底等にご協力ください)</p> <p>○入場者が密集しないよう、入場時や施設内における適切な距離の確保など整理誘導を行うとともに、入場者の人数管理・人数制限を行ってください。 (特措法第31条6第1項に基づく要請)</p> <p>○特措法施行令第5条の5各号に規定される感染対策を実施してください。 (特措法第31条6第1項に基づく要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・入場者の感染防止のための整理及び誘導 ・発熱している方や理由なく感染対策を行わない方の利用を避ける。 ・手指の消毒設備の設置 ・施設内の消毒 ・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(退場も含む) ・施設の換気 ・アクリル板等の設置又は1m以上の距離の確保 <p>◆業種別ガイドラインを遵守する(法第24条第9項)</p>

多数の方が利用する施設(飲食店等以外)

施設の種類	対象施設の種類
特措法施行令第11条第4号から第13号に規定する施設	劇場、観覧場、映画館または演芸場
	集会場または公会堂
	展示場
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(食品、医薬品、医薬機器その他衛生用品、再生医療等製品またはその他生活に欠くことができない物品を扱う売り場を除く)
	ホテルまたは旅館(集会の用に供する部分に限る)
	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設または遊技場
	博物館、美術館または図書館
	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
	理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
	自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

イベント等を開催する事業者の皆様へのお願い

○イベント等の開催に当たっては、**業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底**してください。
(特措法第24条第9項に基づく要請)

- ・発熱している方や正当な理由なく感染対策を行わない方の入場を避けてください。
- ・参加者間の適切な間隔の確保、スタッフや参加者の手指消毒やマスク着用の徹底、会場内の消毒や換気など、感染防止対策を徹底してください。
- ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。

○広域な移動を伴うイベント、または参加者が1,000人を超えるイベントを開催する場合は、**県に事前に相談**してください。

- 電話024-521-8644(受付時間9時~17時)
- 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部 イベント相談窓口

○以下の要件に従った開催にご協力ください。
(特措法第24条第9項に基づく要請)

	感染防止安全計画を策定し、 県の確認を受けた場合	左記以外の場合
県全域	・人数上限20,000人かつ収容率100% (大声なしが担保されることが前提です)	・人数上限5,000人かつ収容率上限50%(大声あり)・100%(大声なし) ・主催者等が感染防止策等を記載したチェックリストを作成して公表

※ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません。

※大声ありのイベント 観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することを積極的に推奨する、または必要な対策を十分に施さないイベント

全ての事業者の皆様へのお願い

○職場内の感染防止対策を徹底してください。

- ・従業員等の手指消毒やマスク着用の徹底、職場内の消毒や換気など、職場内の感染防止対策を徹底してください。
- ・従業員等の出勤時の健康チェックを徹底してください。
- ・休憩中や休憩室・更衣室の利用時、電話時、昼食中などで居場所の切り替わりに注意してください。
- ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。

○ローテーション勤務やテレワーク、オンライン会議等を活用するとともに、出勤する場合でも時差出勤等を推進するなどにより、人と人との接触機会の低減にご協力ください。

○出張や会議等を減らすなど、できる限り、外出機会の低減にご協力ください。

(特措法第24条第9項に基づく要請)

大学・専門学校等の皆様へのお願い

感染リスクの高い活動を控えるよう、学生への注意喚起を徹底してください。

(感染リスクの高い活動の例)

- 感染防止対策が徹底できないサークル活動
- 大人数での懇親会 など

小・中・高等学校の皆様へのお願い

感染リスクの高い学習活動(部活動での実施を含む)や宿泊を伴う学校行事等の停止、他校との合同練習や練習試合の停止など、感染防止対策を徹底してください。

医療機関、高齢者、障がい(児)者・児童施設の皆様へのお願い

感染防止対策に見落としがないか、改めて確認してください。

(特措法第24条第9項に基づく要請)

1. 基本的な対応方針

- ① 感染力の非常に強いオミクロン株による感染が急拡大する中、1月27日～2月20日の期間、まん延防止等重点措置の適用に基づく感染拡大防止対策を徹底する。
- ② 今後の感染動向、国・県の対策等を見ながら、社会経済活動の段階的回復を図る。
- ③ 市医師会、各医療機関と連携しながら、できる限りワクチン接種の前倒しを図る。
- ④ 地域の総力を結集して乗り越える。

2. 福島県まん延防止等重点措置適用に基づく感染拡大防止対策

感染力の非常に強いオミクロン株による感染拡大の勢いが止まらない中、まん延防止等重点措置が福島市に適用されました。

本市では、1月27日から2月20日までの期間、まん延防止等重点措置適用に基づき、
・混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出自粛
・県をまたぐ不要不急の移動の自粛
・すべての飲食店等に営業時間の短縮要請
など、感染拡大防止対策を強化していきます。

まん延防止等重点措置の期間中は、【市民の皆さまへ特にお願ひしたいこと】に留意し、
これまで以上の基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

※ワクチン・検査パッケージ、対象者全員検査による制限緩和はしない

【市民の皆さまへ特にお願ひしたいこと】

- ① 基本的な感染対策を徹底してください。(不織布等防御力の強いマスク、こまめな手洗い・消毒、十分な換気など)
- ② 少しでも体調が悪い時は登校・出勤を控え、医療機関等に早めに相談・受診してください。無症状で気になる方は、薬局等での無料検査をご利用ください。
- ③ マスクなし会話はしないでください。
- ④ 大人数の飲食、混雑した場所への出入り、不要不急の県外移動など感染リスクの高い行動は自粛してください。
- ⑤ 感染対策が徹底されていない飲食店、時短営業以降の飲食店の利用を自粛してください。
- ⑥ できる限り新型コロナワクチンの接種をお願いします。

3. 福島県まん延防止等重点措置適用に基づく事業者の皆さまへの要請

(1) 飲食店等への呼びかけ

- ① 認定店：ア) 営業時間の短縮：5時～21時まで／酒類の提供は20時まで
イ) 営業時間の短縮：5時～20時まで／酒類提供自粛(終日)
- ② 非認定店：営業時間の短縮：5時～20時まで／酒類提供自粛(終日)

※時短要請の協力店に協力金を支給

③ 従業員、入場者等（店舗含む）への感染防止対策の徹底

④ 同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食厳禁

(2) 飲食店以外（延床面積1,000㎡超の施設）への呼びかけ

① 入場者の人数管理・人数制限等による感染防止対策の徹底

② 従業員、入場者等（施設含む）への感染防止対策の徹底

【対象施設】映画館、集会場、商業施設、ホテル・旅館、屋内運動施設、美術館、遊興施設、学習塾等

4. すべての事業者の感染防止対策

(1) 事業者の感染防止対策の強化

① 職場内での感染防止対策の徹底

② ローテーション勤務や時差出勤、テレワーク、オンライン会議等を活用し、人々との接触機会の低減

③ 出張や会議等を減らすなど、できる限りの外出機会の低減

(2) 相談・PCR検査等の強化

① 高齢者施設等の従業員を対象とした相談・PCR検査の実施

② 子ども関連施設の従業員を対象とした相談・PCR検査の実施

5. 市有施設の利用及びイベント等の取扱い

(1) 市有施設の利用

適切な距離の確保、必要に応じた人数制限など、密集が生じないように人数管理するとともに、感染防止対策を徹底する。特に、カラオケを利用する場合には、業種別ガイドラインを参考に、十分な身体的距離を確保し、手洗い・消毒をこまめに、正しいマスクの着用をお願いする。

(2) イベント等の取扱い

① イベントの開催にあたっては、業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策の徹底

② 広域な移動を伴うイベント、参加者が1,000人を超えるイベント開催は、県に事前相談

③ イベントの開催制限

ア) 感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けた場合

上限人数2万人かつ収容率100%

イ) ア以外の場合

上限人数5千人かつ収容率上限50%（大声あり）・100%（大声なし）

6. 施設等での感染防止対策の徹底

(1) 高齢者施設等での対策徹底

感染防止対策の再確認を要請

(2) 子ども関連施設（学習塾を含む）

訪問による感染対策の指導

(3) 小・中・高等学校

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準における対応“レベル3”への引き上げ

① 身体的距離の確保（可能な限り2m（最低1m））

② 感染リスクの高い教科活動の停止

③ 部活動は、個人や少人数での感染リスクの低い活動で、短時間の活動に限定

(4) 大学・専門学校

感染リスクの高い活動（例：感染防止対策が徹底できないサークル活動、大人数での懇親会など）を控えるよう、学生への注意喚起の徹底を要請

7. 相談・検査等体制の強化

(1) 市民への呼びかけの強化

・オミクロン株等による感染急拡大の中、感染の不安のある方、体調に異変のある方に、相談・検査・受診を強く呼びかける。

・県外に移動した方・帰省者等と接触した方に相談・検査を強く呼びかける。

(2) 検査の積極的実施

・接触のある方や相談等に来られた方に対し幅広く検査を実施し、早期発見に努める。

8. 新型コロナ感染拡大防止注意喚起広報パッケージでの呼びかけ（市独自の対策）

(1) ターゲットを広く注意喚起する広報

① 広報車による巡回

② 戸別受信機等／防災アプリ／SNSによる情報発信

③ 包括連携協定事業所での館内放送、ポスター掲示等

④ マスコミの活用

⑤ 市長メッセージ動画（YOU TUBE／デジタルサイネージ等）

⑥ 市有施設（各支所、各学習センター、その他施設）へのポスター掲示等

⑦ 市内各大学（福大、医大、学院大、桜の聖母）へのチラシ配布

⑧ 各部所管団体（各部庶務担当課長経由で依頼）へのチラシ配布

(2) きめ細やかに注意喚起する広報

⑨ 福祉施設等（高齢者・障がい者施設、通所施設、訪問事業所等）へのチラシ配布

9. 新型コロナワクチン接種の推進

当面の接種スケジュール

月	接種	内容
1月	3回目接種	可能な限り医療従事者等の接種完了（R3.12.1開始～継続）
		高齢者施設等の入所者等の接種（R3.12.24開始～継続）
		高齢者へのかかりつけ医接種の前倒し （R4.1.20～準備ができた医療機関から順次開始）
2月	3回目接種	かかりつけ医接種以外の高齢者に対する3回目接種開始（7カ月以上経過後、順次接種。個別接種、集団接種ともに実施）
		妊婦・パートナーの個別接種開始（2回目接種完了から7～8カ月後に出産時期かつ6カ月以上経過、順次接種）

2月	3回目接種	社会機能維持のためのエッセンシャルワーカーへの集団接種 ・介護施設従事者 ・障がい者施設従事者
3月	3回目接種	妊婦・パートナーの集団接種開始
		社会機能維持のためのエッセンシャルワーカーへの集団接種 ・保育施設、幼稚園 ・放課後児童クラブ等 ・児童養護施設等 ・小中高教職員 ・危機管理 ・電気、ガス、交通、報道事業者
	1・2回目接種	18歳から64歳の前倒し接種開始 初回接種の開始時期とそれに伴う初回接種完了時期により、概ね次の順で進む見込み 3月開始見込み：①基礎疾患 ②60～64歳 4月以降順次開始：③18～59歳
		5～11歳に対する初回（1・2回目）接種開始 ・個別接種 ・福島圏域広域連携による集団接種
4月	3回目接種	事業所連携型集団接種（1・2回目と同一事業所を想定）

※国の前倒し対応を受け最大限前倒しした結果、接種希望者への接種完了が全体で1カ月半程度早まる見込み

まん延防止等重点措置に係る想定される対応事項

2022/1/25 危機管理室

_____：新規の対応を要するもの

【まん延等重点措置の適用期間 令和4年1月27日(木)～2月20日(日)まで】

1. 飲食店への呼びかけ

(1) 営業時間の短縮、酒類提供の自粛

① 認定店：ア) 営業時間の短縮：5時～21時まで／酒類の提供は20時まで

イ) 営業時間の短縮：5時～20時まで／酒類提供自粛(終日)

② 非認定店：営業時間の短縮：5時～20時まで／酒類提供自粛(終日)

※時短要請の協力店に協力金を支給

(2) 従業員、入場者等(店舗含む)への感染防止対策の徹底

(3) 同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食厳禁

2. 飲食店以外の多数の方が利用する施設(延床面積1,000㎡超の施設)への呼びかけ

(1) 入場者の人数管理・人数制限等による感染防止対策の徹底

(2) 従業員、入場者等(施設含む)への感染防止対策の徹底

【対象施設】

- ・劇場、観覧場、映画館、演芸場
- ・集会場、公会堂
- ・物品販売業を営む店舗(百貨店、マーケット等)
- ・ホテルまたは旅館(集会の用に供する部分に限る)
- ・運動施設、遊技場(体育館、水泳場、ボウリング場等)
- ・博物館、美術館、図書館
- ・遊興施設(キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール等)
- ・サービス業(理髪店、質屋、貸衣装屋等)
- ・学習支援を営む施設(自動車学校、学習塾)

3. イベント等の取扱いの呼びかけ

(1) イベントの開催にあたっては、業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策の徹底

(2) 広域な移動を伴うイベント、参加者が1,000人を超えるイベント開催にあたっては、県に事前に相談

(3) イベントの開催制限

① 感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けた場合

上限人数2万人かつ収容率100%

② ①以外の場合

上限人数5千人かつ収容率上限50%(大声あり)・100%(大声なし)

4. 市民への呼びかけ

- ・ 営業時間短縮の要請時間以降、飲食店への出入り自粛
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛
- ・ 感染リスクの高い行動を控える
- ・ 基本的な感染防止対策の徹底

5. 事業者への呼びかけ

- ・ 職場内での感染防止対策の徹底
- ・ ローテーション勤務や時差出勤、テレワーク、オンライン会議等を活用し、人と人の接触機会の低減
- ・ 出張や会議等を減らすなど、できる限りの外出機会の低減

6. 施設等での感染防止対策の徹底

(1) 大学・専門学校

感染リスクの高い活動（例：感染防止対策が徹底できないサークル活動、大人数での懇親会等）を控えるよう、学生への注意喚起の徹底を要請

(2) 学校における対応

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準における対応“レベル3”への引き上げ

- ① 身体的距離の確保（可能な限り2m（最低1m））
- ② 感染リスクの高い教科活動の停止
- ③ 部活動は、個人や少人数での感染リスクの低い活動で、短時間の活動に限定

(3) 高齢者施設等での対策徹底

感染防止対策の徹底

7. 新型コロナ感染拡大防止注意喚起広報パッケージでの呼びかけ（市独自の対策）

(1) ターゲットを広く注意喚起する広報

- ① 広報車による巡回
- ② 戸別受信機等／防災アプリ／SNSによる情報発信
- ③ 包括連携協定事業所での館内放送、ポスター掲示等
- ④ マスコミの活用
- ⑤ 市長メッセージ動画（YOU TUBE／デジタルサイネージ等）
- ⑥ 市有施設（各支所、各学習センター、その他施設）へのポスター掲示等
- ⑦ 市内各大学（福大、医大、学院大、桜の聖母）へのチラシ配布
- ⑧ 各部所管団体（各部庶務担当課長経由で依頼）へのチラシ配布

(2) きめ細やかに注意喚起する広報

- ⑨ 福祉施設等（高齢者・障がい者施設、通所施設、訪問事業所等）へのチラシ配布

8. 公共施設の利用制限（必要に応じた人数制限等、密集が生じないよう人数管理）

※特に、カラオケについては、十分な身体的距離を確保し、手洗い・消毒をこまめに、

正しいマスクの着用をお願いします